

平成17年田村市議会9月定例会会議録

(第1号)

○会 議 月 日 平成17年9月6日（火曜日）

○出 席 議 員（69名）

議 長 三 瓶 利 野

1 番 七 海 博 議 員	2 番 木 村 高 雄 議 員
3 番 箭 内 幸 一 議 員	4 番 佐 藤 貴 夫 議 員
5 番 渡 邊 勝 議 員	6 番 吉 田 一 郎 議 員
7 番 佐 藤 喬 議 員	8 番 佐 藤 義 博 議 員
9 番 佐 藤 忠 議 員	10 番 先 崎 温 容 議 員
11 番 永 山 弘 議 員	12 番 吉 田 紳太郎 議 員
13 番 遠 藤 文 雄 議 員	14 番 石 井 市 郎 議 員
15 番 新 田 耕 司 議 員	16 番 本 田 芳 一 議 員
17 番 秋 元 正 登 議 員	18 番 根 本 浩 議 員
19 番 橋 本 紀 一 議 員	21 番 新 田 秋 次 議 員
22 番 石 井 俊 一 議 員	23 番 橋 本 善 正 議 員
24 番 松 本 道 男 議 員	25 番 吉 田 文 夫 議 員
26 番 渡 辺 勇 三 議 員	27 番 小 林 清 八 議 員
28 番 村 上 好 治 議 員	29 番 猪 瀬 明 議 員
30 番 宗 像 清 二 議 員	31 番 渡 辺 ミヨ子 議 員
32 番 松 本 敏 郎 議 員	33 番 小 林 寅 賢 議 員
34 番 松 本 熊 吉 議 員	35 番 宗 像 宗 吉 議 員
36 番 本 田 仁 一 議 員	37 番 浦 山 行 男 議 員
38 番 白 岩 行 議 員	39 番 横 井 孝 嗣 議 員
40 番 白 岩 吉 治 議 員	41 番 石 井 喜 壽 議 員
42 番 本 田 正 一 議 員	43 番 吉 田 忠 議 員
44 番 白 石 治 平 議 員	45 番 渡 邊 鐵 藏 議 員
46 番 早 川 栄 二 議 員	47 番 吉 田 正 直 議 員

48番	箭内仁一議員	49番	村越崇行議員
50番	長谷川元行議員	51番	橋本文雄議員
52番	石井忠治議員	53番	安藤勝議員
54番	半谷理孝議員	55番	吉田豊議員
56番	佐久間金洋議員	57番	照山成信議員
58番	佐藤孝義議員	59番	松本哲雄議員
60番	大和田一夫議員	61番	渡邊文太郎議員
62番	安藤嘉一議員	63番	佐藤弥太郎議員
64番	面川俊和議員	65番	松崎功議員
66番	宗像公一議員	67番	柳沼博議員
68番	橋本吉ム村議員	69番	菅野善一議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暉	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	生活福祉部 福祉課長	本多正
産業建設部 産業課長	加藤久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部 下水道課長	渡辺行雄	出納室長	宗像トク子

教 育 委 員 長	白 岩 正 信	教 育 長	大 橋 重 信
教 育 次 長	宗 像 泰 司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉 田 博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴 木 季 一	選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉
代表監査委員	武 田 義 夫	監査委員事務局長	白 石 喜 一
農業委員会会長	宗 像 紀 人	農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正
農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 徳 位	水道事業所長	助 川 俊 光

○事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

○議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 42号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成17年度田村市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 5 議案第 58号 田村市表彰条例の制定について
- 日程第 6 議案第 59号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 60号 田村市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 61号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 62号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の

一部を改正する条例について

日程第	1 1	議案第	6 4 号	福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
日程第	1 2	議案第	6 5 号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第	1 3	議案第	6 6 号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
日程第	1 4	議案第	6 7 号	田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
日程第	1 5	議案第	6 8 号	田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定について
日程第	1 6	議案第	6 9 号	田村市在宅介護支援センター設置条例の制定について
日程第	1 7	議案第	7 0 号	田村市高齢者生活福祉センター条例の制定について
日程第	1 8	議案第	7 1 号	田村市老人福祉センター条例の制定について
日程第	1 9	議案第	7 2 号	田村市デイサービスセンター条例の制定について
日程第	2 0	議案第	7 3 号	田村市情報公開条例の一部を改正する条例について
日程第	2 1	議案第	7 4 号	田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第	2 2	議案第	7 5 号	田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する条例について
日程第	2 3	議案第	7 6 号	田村市体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第	2 4	議案第	7 7 号	田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例について
日程第	2 5	議案第	7 8 号	田村市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例について
日程第	2 6	議案第	7 9 号	田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について
日程第	2 7	議案第	8 0 号	田村市農村広場条例の一部を改正する条例について
日程第	2 8	議案第	8 1 号	田村市農村公園条例の一部を改正する条例について
日程第	2 9	議案第	8 2 号	田村市大越農村婦人の家条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 30 議案第 83号 田村市都路地域特産品処理加工施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 84号 田村市大越転作技術研修センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 85号 田村市おおごえふるさと館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 86号 田村市文化の館ときわ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 87号 田村市滝根森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 議案第 88号 田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 議案第 89号 田村市畜産管理センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37 議案第 90号 田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38 議案第 91号 田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例について
- 日程第 39 議案第 92号 田村市レストハウス釜山条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40 議案第 93号 田村市滝根農産物等処理加工場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 41 議案第 94号 鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42 議案第 95号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 43 議案第 96号 国民休養地仙台平キャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 議案第 97号 田村市星の村条例の一部を改正する条例について
- 日程第 45 議案第 98号 田村市星の村ふれあい館条例の一部を改正する条例について

- 日程第 46 議案第 99号 田村市船引コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 47 議案第 100号 田村市索道事業施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 48 議案第 101号 田村市滝根コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 49 議案第 102号 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 50 議案第 103号 田村市営住宅集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 51 議案第 104号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 52 議案第 105号 田村市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 53 議案第 106号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 54 議案第 107号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 55 議案第 108号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 56 議案第 109号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 57 議案第 110号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 58 議案第 111号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 59 議案第 112号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 60 議案第 113号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 61 議案第 114号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第

1号)について

- | | | | |
|-----|----|---------|-----------------------------------|
| 日程第 | 62 | 議案第115号 | 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 | 63 | 議案第116号 | 平成17年度田村市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 | 64 | 認定第4号 | 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 65 | 認定第5号 | 平成16年度滝根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 66 | 認定第6号 | 平成16年度滝根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 67 | 認定第7号 | 平成16年度滝根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 68 | 認定第8号 | 平成16年度滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 69 | 認定第9号 | 平成16年度滝根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 70 | 認定第10号 | 平成16年度滝根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 71 | 認定第11号 | 平成16年度滝根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 72 | 認定第12号 | 平成16年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 73 | 認定第13号 | 平成16年度大越町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 74 | 認定第14号 | 平成16年度大越町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 75 | 認定第15号 | 平成16年度大越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 76 | 認定第16号 | 平成16年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算 |

認定について

日程第	77	認定第	17号	平成16年度都路村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第	78	認定第	18号	平成16年度都路村診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	79	認定第	19号	平成16年度都路村歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	80	認定第	20号	平成16年度都路村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	81	認定第	21号	平成16年度都路村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	82	認定第	22号	平成16年度都路村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	83	認定第	23号	平成16年度都路村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	84	認定第	24号	平成16年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	85	認定第	25号	平成16年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第	86	認定第	26号	平成16年度常葉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	87	認定第	27号	平成16年度常葉町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	88	認定第	28号	平成16年度常葉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	89	認定第	29号	平成16年度常葉町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	90	認定第	30号	平成16年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第	91	認定第	31号	平成16年度船引町一般会計歳入歳出決算認定について

いて

- 日程第 92 認定第 32号 平成16年度船引町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 93 認定第 33号 平成16年度船引町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 94 認定第 34号 平成16年度船引町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 95 認定第 35号 平成16年度船引町授産場特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 96 認定第 36号 平成16年度船引町総合福祉センター特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 97 認定第 37号 平成16年度船引町船引東部地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 98 認定第 38号 平成16年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 99 認定第 39号 平成16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第100 認定第 40号 平成16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第101 認定第 41号 平成16年度田村市簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第102 認定第 42号 平成16年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第103 認定第 43号 平成16年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第104 認定第 44号 平成16年度田村市農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第105 認定第 45号 平成16年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第106 認定第 46号 平成16年度田村市公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について

日程第 107 認定第 47号 平成16年度田村市授産場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 108 認定第 48号 平成16年度田村市総合福祉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 109 認定第 49号 平成16年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 110 認定第 50号 平成16年度田村市診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 111 認定第 51号 平成16年度田村市歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 112 認定第 52号 平成16年度田村市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 113 認定第 53号 平成16年度田村市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 114 認定第 54号 平成16年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は69名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成17年田村市議会9月定例会を開会いたします。

ここで、助役、収入役並びに農業委員会会長から発言を求められておりますので、これを許します。助役鹿俣 潔君。助役。

○助役（鹿俣 潔） 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月27日、市議会6月定例会におきまして、助役選任について議会の御同意を賜り、7月1日付をもちまして助役を拝命いたしました鹿俣 潔でございます。

身の引き締まる思いと同時に、職責の重大さに責任を痛感いたしておるところでございます。田村市におきましても、いろいろ課題が山積いたしております。もとより微力ではございますが、市長を補佐して、市民の福祉の向上と市の発展のために全力で誠心誠意務めてまいる所存でございますので、議長を初め、議員の皆様方の特段の御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして就任のごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（三瓶利野） 次に、収入役村上正夫君。収入役。

○収入役（村上正夫） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、一言あいさつを述べさせていただきます。

過般の6月議会定例会におきまして、議員皆様方の御同意を賜り、7月1日付、収入役を拝命いたしました村上正夫でございます。

就任2カ月余が過ぎたところでございます。この田村市収入役に就任ということは、私にとりましては身に余る光榮に存じますとともに、その職責の重大さを痛感いたしておるところでございます。もとより非力な者ではございますが、議員皆様方の御指導とそして御助言をいただきながら、富塚市政の収入役という職責の使命感に徹しまして職務に専念し、そして田村市の発展はもとより、市民の方々がこのふるさとに自信と誇りが持てるような、さらには合併をしてよかったと実感できるような、そんな田村市に向けまして、微力ではありますが、富塚市長を支え、全力を傾注してまいる所存でございます。議員皆様方の御指導そして御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御礼とそしてお願いのあいさつにかえさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） 次に、農業委員会会長宗像紀人君。

○農業委員会会長（宗像紀人） おはようございます。

7月19日で農業委員会が任期満了になりまして、8月の総会で新たに農業委員会の会長となりました宗像紀人であります。皆さんの御指導のほどをよろしくお願いをして、あいさつにします。ありがとうございます。

○議長（三瓶利野） 次に、7月1日の人事異動により着任いたしました議会事務局総務課長渡辺新一を紹介いたします。

○議会事務局総務課長（渡辺新一） 7月1日付の人事異動によりまして議会事務局総務課

長の辞令をいただきました渡辺新一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程（第1号）のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三瓶利野） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により、会議録署名議員に24番松本道男君、42番本田正一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三瓶利野） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員会において協議しておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長安藤嘉一君。安藤議会運営委員長。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

○議会運営委員長（安藤嘉一） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る9月2日、議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告を申し上げます。

会期は9月6日から26日までの21日間といたします。

第1日は、本日は会議録署名議員の指名、会期の決定及び諸般の報告を行った後、承認第42号から認定第54号までを一括上程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、承認第42号を審議し、散会する予定であります。

第2日と第3日は、議案調査のための休会として、第4日、第7日及び第8日の3日間是一般質問を行います。第9日は議案に対する質疑を終えた後、議案及び陳情の常任委員会付託を行います。第10日は、決算審査特別委員会による平成16年度各旧町村の決算審査を行う予定であります。第11日と第15日の2日間を各常任委員会の審査に充て、第16日を予備日といたします。第17日は議事整理のための休会といたします。第21日、最終日は付託議案の委員会審査結果報告を受け、それぞれ議案を審議した後、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会の結果報告について審議し、閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本定例会の会期等については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期等につきましては議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月26日までの21日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三瓶利野） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席を求めましたところ、お手元に配付したとおり、出席する旨の報告がありましたので報告いたします。また、監査委員から例月出納検査の結果について配付いたしましたとおり報告がありましたので報告いたします。

日程第4 承認第42号から日程第114 認定第54号まで

○議長（三瓶利野） 日程第4、承認第42号並びに日程第5、議案第58号から日程第63 議案第116号まで及び日程第64 認定第4号から日程第114の認定第54号までの111件を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 本日ここに平成17年田村市議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。

本定例会には、田村市表彰条例の制定や指定管理者制度に係る条例の一部改正、平成17年度各会計補正予算及び平成16年度各会計歳入歳出決算の認定など111件の議案等を御提案申し上げましたが、議案の御説明に先立ち、御礼を申し上げます。

去る8月27日に行いました田村市合併記念式典につきましては、多数の御来賓を初め、

市議会議員の皆様方の御出席を賜り、市章並びに市の花、木、鳥の御披露を申し上げるなど、盛大に合併記念式典が挙行できましたこと、心から感謝申し上げますとともに、御礼を申し上げます。

また、席上、合併功労者として総務大臣表彰を受賞されました三瓶利野様、菅野善一様、吉田紳太郎様、宗像宗吉様、村上好治様、石井喜壽様、橋本吉ム村様、松崎 功様、まことにおめでとうございます。改めてお祝いを申し上げます。今後とも、市勢発展のため御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、田村市の市章につきましては、全国から 1,420点の応募をいただき、田村市市章等選定委員会による厳正な審査の結果、最優秀賞には神奈川県相模原市にお住まいの石井隆文様の作品が選ばれました。同時に、田村市の花、木、鳥につきましても、田村市の花にはツツジ、木にはナラ、鳥にはウグイスが選定され、市民の皆様から 867点の応募をいただきましたが、三つの項目がすべて合致した中から、田村市内船引町居住の伊藤勝夫様が最優秀賞に輝きました。今後は、市章及び市の花、木、鳥について、市民の皆様親しんでいただけるよう積極的に周知に努めてまいる考えであります。

次に、田村市市有施設の吹きつけアスベストの対策について申し上げます。

田村市といたしましては、市民の健康への影響が最も重要と考え、吹きつけアスベスト使用の有無について市の全施設 77カ所の調査を実施いたしました。その結果、アスベストが使用されている可能性があると思われる施設は28施設で、主な用途箇所は事務所、焼却施設、斎場、集会施設、住宅関連施設、自転車停留施設、学校及び体育館となっております。今後、これらの施設の細部にわたる調査・分析が必要でありますことから、調査に係る所要の経費を本定例会に御提案申し上げましたので、その結果を踏まえて速やかに対応をしてまいります。

それでは、議案等の大要について御説明申し上げます。

承認第 42号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成 17年度田村市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

本件は、平成 17年 8月 8日、衆議院が解散され、8月 30日公示、9月 11日投票で衆議院議員選挙が行われることになりましたことに伴います平成 17年度田村市一般会計補正予算につきましては、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第 179条第 1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第 58号 田村市表彰条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、合併協定書の中で、新市において新たな制度を創設することとされておりましたので、田村市としての表彰条例の制定をしようとするものであります。

その内容につきましては、功勞表彰、一般表彰、善行表彰とするものであり、その対象者等を定めるものであります。

次に、議案第 59号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、田村市における健康づくりに関する重要な事項を調査、審議するため、地方自治法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき、協議会を設置する条例の制定をしようとするものであります。

次に、議案第 60号 田村市水道事業運営審議会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、田村市水道事業及び簡易水道事業の運営について調査、審議するため、地方自治法第 138条の 4、第 3 項並びに地方公営企業法第 14条の規定に基づき、審議会を設置する条例の制定をしようとするものであります。

次に、議案第 61号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第 31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令が施行されたことに伴い、過疎地域における課税免除の規定について、適用期間を平成 19年 3 月 31日まで 2 年間延長し、適用期間中に 2,700万円を超える特別償却設備を取得した場合を追加するため改正しようとするものであります。

次に、議案第 62号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、住民票の閲覧手数料について、個人情報へのみの閲覧とするために、現行「1 世帯」を「1 人当たり」に改正しようとするものであります。

次に、議案第 63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、福島県重度心身障害者医療費補助事業の改正により、入院時の食事療養費の標準負担額が 10月 1 日診療分から適用外となることに伴い、本条例の入院時の食事に要する費用を適用外とするものであります。

田村市といたしましては、本人の負担の軽減と周知期間が必要であることから、適用を平成18年4月1日診療分からとし、6カ月間につきましては、田村市が負担しようとするものであります。

次に、議案第64号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、消防団員等が水防に従事した場合の災害に対する補償事務を規定した条文を変更し、平成17年5月2日から適用しようとするもので、以上の協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明申し上げます。

本案は、平成17年9月30日をもって会津高田町、会津本郷町及び新鶴村を組合から脱退させ、同年10月1日から会津美里町を組合に加入させること、平成17年11月1日に会津若松市と合併する河東町を組合から脱退させること、また、平成17年11月6日をもって白河市、表郷村、大信村及び東村を組合から脱退させ、同年11月7日から、引き続き白河市を常勤職員に対する退職手当の支給事務以外の共同処理を行うため、同組合に加入させること、以上の協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成17年11月30日をもって二本松市、安達町、岩代町及び東和町を脱退させ、同年12月1日から二本松市を全共同処理を行うため同組合に加入させるとともに、組合規約の構成団体の中の「田村市」を「二本松市、田村市」と一部改め、平成17年12月1日から適用させようとするもので、以上の協議に関し異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されました。これに伴い、現在、管理を委託している公の施設については、改正法施行後3年以内、平成18年9月1日までに、指定管理者制度へ移行するか直営にするか決定をしなければなりません。指定管理者の指定の手

続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項など、どの施設にも共通する事項については、通則的な条例を制定し、その中で指定管理者に係る事項を規定するものとして、指定手続等に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 68号 田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定についてから、議案第 72号 田村市デイサービスセンター条例の制定についてまで並びに議案 75号 田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する条例についてから、議案第 105号 田村市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、それぞれの施設において指定管理者制度の導入を図るため、あるいは指定管理者制度の対象とならない施設について、委託に関する規定を削除するため条例の制定並びに一部改正を行うものであります。

次に、議案第 73号 田村市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、指定管理者がこの条例の指針にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする事と、実施機関は、指定管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第 74号 田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、個人情報取扱事務の全部または一部の処理を実施機関以外の者に委託しようとするとき、個人情報を取り扱う事務の委託を受け、その事務に従事している者または従事していた者は、その事務に関し知り得た個人情報を他人に漏らし、または不当な目的に使用してはならないという規定を指定管理者にも適用しようとするものであり、また、罰則規定についても適用させようとするものであります。

次に、議案第 106号 平成 17年度田村市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18億 9,308万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 202億 7,935万 3,000円にしようとするものであります。

継続費の補正は、田村市紹介ビデオ作成事業、総合計画策定事業を本年度から 18年度までの 2カ年度にわたって実施するものであります。

債務負担行為の補正は、文化センター舞台照明設備調光盤が経年劣化のため維持管理に支障が生じてまいりましたので、新たにリース契約により整備するほか、田村福祉会が建設する特別養護老人ホーム、仮称ではありますが「ときわ荘」の建設資金借入金償還金に対して補助を行うものであります。

地方債の補正は、滝根地区ため池整備事業を行うための農林水産業債並びに普通交付税の決定に伴う減税補てん債及び臨時財政対策債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金につきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため交付されるもので、交付額の確定に伴い増額いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税額が83億 2,232万 5,000円に決定され、当初予算に比べ8億 7,811万 7,000円の増となりました。その主な要因は、当初予算で前年度旧5町村の交付決定額の合計から5%減で見積もっていたこと、また、生活保護関連の需要額の伸びや社会福祉費の需要額の伸びなどであります。

国庫支出金では、老人保護措置費負担金、小中学校就学援助費補助金の一般財源化などによる減額であります。

県支出金の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費の入院時食事療養費、農業委員会交付金、国勢調査委託金の減額と葉たばこ経営転換緊急対策事業による補助金、経営体育成促進事業費補助金、農林水産業費県委託金などの増であります。

財産収入は、交番、駐在所の土地貸付料であります。

寄附金につきましては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、新日本舞踊松井流すみれ会及び滝根町ゴルフ協会からそれぞれ寄附がありましたので、一般寄附金及び教育費寄附金に計上いたしました。

繰入金につきましては、平成16年度一般会計の精算により、合併の協議の申し合わせに基づき、それぞれの地域振興基金に積み立てを行うため、財政調整基金繰入金を追加いたしました。

諸収入につきましては、老人保護措置費負担金の過年度収入及び雑入の増額であります。

市債につきましては、地方債の補正で申し上げましたように、普通交付税の決定などに伴う補正であります。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。

各款項にかかわる職員費につきましては、7月1日付の人事異動に伴う補正を行いました。

議会費につきましては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の視察研修などの経費を追加いたしました。

総務費は、田村市表彰式の経費、未登記物件登記委託料のほか、公共施設のアスベスト対策事業費を追加いたしました。また、合併記念イベントの経費、スマートインターチェンジ設置要望のための調査費及び総合計画策定経費を計上いたしました。

民生費につきましては、地域福祉ネットワーク事業費、三春敬老園への新規入院者の措置費、高齢者住宅改修事業補助金のほか、老人保健特別会計などへの繰出金を計上いたしました。

衛生費は、常葉地内への不法投棄の疑いのある廃棄物検査委託料、法改正による最終処分場残余容量測量費などを追加いたしました。

農林水産業費につきましては、葉たばこ経営転換緊急対策事業費、経営改善支援事業費、滝根の県営事業で行うため池整備事業負担金、都路戸屋南地区換地業務委託料、同じく大槻地区ほ場整備計画設計委託料などを計上いたしました。

商工費は、旧船引町と姉妹都市を締結しておりましたアメリカオハイオ州マンスフィールドからの訪問が延期になったことに伴い、国際交流推進費を減額いたしました。

土木費につきましては、道路改良舗装事業費を追加するとともに、住宅管理費で大越久保田団地、船引下川原団地及び東部団地の修繕料を追加いたしました。また、国・県補助事業として行う木造住宅耐震診断促進事業費を計上いたしました。

消防費の追加は、消防自動車の車検の費用及び燃料費並びに防災行政無線の市内統一のための調査費を計上いたしました。

教育費につきましては、小中学校の消耗品費、電気料などの増、理科実験用薬品処分料、下大越小学校、都路中学校ハートフル推進事業費、要田中学校教育事務委託料のほか、教育施設のアスベスト対策事業費を追加いたしました。また、常葉新田作都路大槻地区ほ場整備に伴う遺跡試掘調査事業費、文化センター舞台照明設備調光盤リース料を計上いたしました。

災害復旧費につきましては、8月の大雨による農道市道の災害箇所復旧のための修繕料などがあります。

諸支出金は、歳入で申し上げましたように、地方交付税が増額となったことにより、今後の財政需要に備えるために8億円を財政調整基金に積み立てるほか、合併前の協議により旧町村が保有していた財政調整基金から、人口1人当たり1万円を乗じた額を差し引いた額及び平成16年度一般会計決算剰余金の清算額を、各行政局ごとの地域振興基金に積み立てするため、今回、財政調整基金から繰り入れて、地方振興基金に積み立てを行うもの

であります。

議案第 107号 平成 17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,315万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 44億 4,969万 9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容としては、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金繰越金を追加し、歳出では、退職者医療交付金償還金を追加し、予備費を減額いたしました。

議案第 108号 平成 17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,411万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 9,758万 9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容としては、使用料、繰越金を追加し、歳出では、常葉事業区域の配水池施設、計装機器修繕費及び滝根事業区域の道路改良工事に伴う水道管敷設替え工事等を追加いたしました。

次に、議案第 109号 平成 17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,737万 7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入に平成 16年度決算による繰越金を追加し、歳出では予備費を追加いたしました。

議案第 110号 平成 17年度田村市授産場特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 187万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7,967万 4,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、一般会計繰入金を追加し、歳出では授産場建物北側の擁壁修繕工事費を追加いたしました。

議案第 111号 平成 17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7,357万 9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては一般会計繰入金を追加し、歳出では、調理室壁修繕工

事等を追加いたしました。

次に、議案第 112号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 546万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億 9,946万 2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、繰越金を追加し、歳出では総務費、医業費、予備費を追加いたしました。

次に、議案第 113号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,255万 6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容としては、繰越金を追加し、歳出では予備費を追加いたしました。

次に、議案第 114号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,855万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4億 2,694万 3,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を追加し、歳出では高額医療費償還金を追加いたしました。

次に、議案第 115号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,516万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 25億 6,333万 5,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、介護保険料を追加し、歳出では、制度改正による特定入所者介護サービス費等の創設に伴い組み替えを行うものであり、国庫及び県等への償還金並びに予備費を追加いたしました。

次に、議案第 116号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、収益的収入及び支出につきましては、その総額は変更せずに、支出の各目間における予算の組み替えをしようとするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入につきましては 1,288万 1,000

円を補正し、総額で1億 3,432万 7,000円にしようとするものであります。

内訳といたしましては、公共下水道工事及び流域下水道工事施工に伴う配水管敷設替え工事補償としての工事負担金や、これら工事施工に伴う借入企業債であります。

支出につきましては、1,246万 5,000円を補正し、総額で2億 8,473万 6,000円にしようとするものであります。

内訳といたしましては、建設改良費の原水配水設備費で公共下水道工事及び流域下水道工事施工に伴い、必要となる配水管敷設替え工事のための設計委託料と工事費であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 5,040万 9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんいたします。

次に、平成16年度5町村一般会計及び特別会計並びに平成16年度田村市一般会計特別会計決算について御説明申し上げます。

平成16年度5町村決算につきましては、平成17年2月28日をもって旧町村が廃止され、3月1日に田村市が誕生したことに伴い、地方自治法施行令の規定により、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもってこれを打ち切り、当該地方公共団体の長がこれを決算すると定められており、2月28日をもって打ち切り、決算を行ったものであります。

また、打ち切り決算に伴い生じました収入未済金、支出未払い金につきましては、平成16年度田村市暫定予算に引き継ぎ、執行されたところであります。

初めに、認定第4号 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成16年度滝根町一般会計予算につきましては、当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億 7,927万 4,000円と定め、その後の補正により最終的な予算現額は、歳入歳出とも30億 7,028万 9,000円となりました。

歳入決算は、町税、地方交付税のほか、財政調整基金繰入金、老人保健施設整備事業の町債など、収入済総額23億 4,402万 4,052円となりました。

歳出決算は、介護老人保健施設誘致事業や、農道、水路整備事業、町道整備事業、教育施設整備などを進めた結果、支出済総額22億 6,043万 3,632円となり、歳入歳出差引残額は 8,359万 420円となりました。

次に、認定第5号 平成16年度滝根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は4億 5,928万 6,540円で、歳出決算額は4億 4,521万 8,213円となり、歳

入歳出差引残額は 1,406万 8,327円となりました。

次に、認定第 6 号 平成 16年度滝根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 5 億 1,775万 7,802円で、歳出決算額は 5 億 3,300万 6,155円となり、歳入歳出差引歳入不足額 1,524万 8,353円は、一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 7 号 平成 16年度滝根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 2 億 3,788万 4,870円で、歳出決算額は 2 億 1,548万 6,919円となり、歳入歳出差引残額は 2,239万 7,951円となりました。

次に、認定第 8 号 平成 16年度滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 7 億 1,600万 6,065円で、歳出決算額は 6 億 4,186万 5,826円となり、歳入歳出差引残額は 7,414万 239円となりました。

次に、認定第 9 号 平成 16年度滝根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 8,016万 5,489円で、歳出決算額は 3,286万 4,126円となり、歳入歳出差引残額は 4,730万 1,363円となりました。

次に、認定第 10号 平成 16年度滝根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 4,608万 5,234円で、歳出決算額は 1 億 2,583万 3,167円となり、歳入歳出差引歳入不足額 7,974万 7,933円は、一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 11号 平成 16年度滝根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 1,418万 2,544円で、歳出決算額は 1,409万 2,214円となり、歳入歳出差引残額は 9 万 330円となりました。

次に、認定第 12号 平成 16年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 2,766万 1,105円で、歳出決算額は 1,039万 5,767円となり、歳入歳出差引残額は 1,726万 5,338円となりました。

次に、認定第 13号 平成 16年度大越町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成 16年度大越町一般会計予算につきましては、当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ 24億 5,882万 8,000円と定め、その後の補正により最終的な予算現額は、歳入歳出とも 25億 8,641万 3,000円となりました。

歳入決算は、町税、地方交付税のほか、療養給付費等負担金や林道開設事業補助金等の国県支出金、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債など、収入済総額 22億 4,398万 3,598円となりました。

歳出決算は、各種健康診査、林道開設事業、町道整備事業などを進めた結果、支出済総額 20億 9,280万 4,620円となり、歳入歳出差引残額は 1億 5,117万 8,978円となりました。

次に、認定第 14号 平成 16年度大越町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 4億 8,014万 4,446円で、歳出決算額は 4億 7,241万 8,939円となり、歳入歳出差引残額は 772万 5,507円となりました。

次に、認定第 15号 平成 16年度大越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 4億 9,526万 3,001円で、歳出決算額は 4億 4,088万 6,905円となり、歳入歳出差引残額は 5,437万 6,096円となりました。

次に、認定第 16号 平成 16年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 2億 3,942万 9,098円で、歳出決算額は 2億 1,659万 4,087円となり、歳入歳出差引額は 2,283万 5,011円となりました。

次に、認定第 17号 平成 16年度都路村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成 16年度都路村一般会計予算につきましては、当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ 23億 1,621万 3,000円と定め、その後の補正により最終的な予算現額は、歳入歳出とも 23億 3,380万 5,000円となりました。

歳入決算は、村税、地方交付税のほか、電源立地地域対策交付金、核燃料税補助金や林道開設事業補助金等の県支出金、過疎対策事業債など、収入済総額 18億 4,393万 9,000円となりました。

歳出決算は、地籍調査事業、土地改良事業、林道開設事業、村道改良事業などを進めた結果、支出済総額 17億 4,212万 954円となり、歳入歳出差引残額は 1億 181万 8,046円と

なりました。

次に、認定第 18号 平成 16年度都路村診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は 2 億 3, 213万 53円で、歳出決算額は 2 億 4, 633万 1, 403円となり、歳入歳出差引歳入不足額は 1, 420万 1, 350円は、一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 19号 平成 16年度都路村歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 2, 609万 6, 869円で、歳出決算額は 2, 772万 2, 120円となり、歳入歳出差引歳入不足額 162万 5, 251円は、一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 20号 平成 16年度都路村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 2 億 5, 420万 6, 013円で、歳出決算額は 2 億 6, 125万 5, 358円となり、歳入歳出差引歳入不足額 704万 9, 345円は一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 21号 平成 16年度都路村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 3 億 2, 321万 8, 574円で、歳出決算額は 3 億 3, 657万 7, 362円となり、歳入歳出差引歳入不足額 1, 335万 8, 788円は、一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 22号 平成 16年度都路村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 1 億 6, 262万 6, 487円で、歳出決算額は 1 億 926万 4, 708円となり、歳入歳出差引残額は 5, 336万 1, 779円となりました。

次に、認定第 23号 平成 16年度都路村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 911万 1, 270円で、歳出決算額は 4, 128万 651円となり、歳入歳出差引歳入不足額 3, 216万 9, 381円は一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 24号 平成 16年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 7,976万 867円で、歳出決算額は 5,922万 7,203円となり、歳入歳出差引残額は 2,053万 3,664円となりました。

次に、認定第 25号 平成 16年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成 16年度常葉町一般会計予算につきましては、当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ 39億 3,044万円と定め、その後の補正及び繰越事業費財源充当により最終的な予算現額は、歳入歳出とも 41億 7,527万 9,000円となりました。

歳入決算は、町税、地方交付税のほか、文化の館建設事業や林道開設事業補助金等の県支出金、庁舎建設基金繰入金、庁舎建設事業債、臨時財政対策債など、収入済総額 31億 7,406万 7,618円となりました。

歳出決算は、庁舎及び文化の館の建設、農林道整備事業、町道整備事業などを進めた結果、支出済総額 34億 9,694万 1,675円となり、歳入歳出差引歳入不足額 3億 2,287万 4,057円は、一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 26号 平成 16年度常葉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 6億 112万 2,576円で、歳出決算額は 5億 5,347万 9,177円となり、歳入歳出差引残額は 4,764万 3,399円となりました。

次に、認定第 27号 平成 16年度常葉町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 7,220万 6,855円で、歳出決算額は 6,006万 5,320円となり、歳入歳出差引残額は 1,214万 1,535円となりました。

次に、認定第 28号 平成 16年度常葉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 5億 5,555万 1,856円で、歳出決算額は 5億 6,249万 7,285円となり、歳入歳出差引歳入不足額 694万 5,429円は、一般会計からの繰替流用により補てんいたしました。

次に、認定第 29号 平成 16年度常葉町下水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 5,187万 4,461円で、歳出決算額は 3億 1,939万 9,648円となり、歳入歳出差引歳入不足額は 2億 6,752万 5,187円となりました。これにつきましては、一般会計から 1億 7,018万 514円を繰替流用いたしましたが、残りの 9,734万 4,673円は、歳入不

足のまま新市に引き継がれました。

次に、認定第 30号 平成 16年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は3億 1,184万 650円で、歳出決算額は2億 7,904万 1,149円となり、歳入歳出差引残額は 3,279万 9,501円となりました。

次に、認定第 31号 平成 16年度船引町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成 16年度船引町一般会計予算につきましては、当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ 85億 1,000万円と定め、その後の補正及び駅舎改築事業費の繰越明許による繰越事業費財源充当により、最終的な予算現額は、歳入歳出とも 92億 6,217万 7,000円となりました。

歳入決算は、町税、地方交付税のほか、芦沢小学校、幼稚園建設事業及び駅舎改築事業補助金などの国庫支出金、財政調整基金繰入金、庁舎建設基金繰入金、減税補てん債借換債や臨時財政対策債など、収入済総額 67億 9,924万 9,840円となりました。

歳出決算は、歳入で申しあげましたように、芦沢小学校、幼稚園建設事業及び駅舎改築事業、さらには農業基盤施設の整備や町道整備事業などを進めた結果、支出済総額 68億 280万 9,461円となり、歳入歳出差引歳入不足額 355万 9,621円は一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 32号 平成 16年度船引町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は18億 1,434万 5,329円で、歳出決算額は17億 9,221万 7,595円となり、歳入歳出差引残額は 2,212万 7,734円となりました。

次に、認定第 33号 平成 16年度船引町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 20億 2,040万 9,976円で、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

認定第 34号 平成 16年度船引町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は10億 6,750万 1,505円で、歳出決算額は10億 8,739万 2,471円となり、歳入歳出差引歳入不足額 1,989万 966円は一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 35号 平成 16年度船引町授産場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 7,242万 1,765円でした。歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、認定第 36号 平成 16年度船引町総合福祉センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 6,103万 2,236円でした。

次に、認定第 37号 平成 16年度船引町船引東部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は1億 6,913万 6,975円で、歳出決算額は1億 6,667万 8,895円となり、歳入歳出差引残額は 245万 8,080円となりました。

次に、認定第 38号 平成 16年度船引町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は1億 8,740万 8,919円で、歳出決算額は5億 57万 5,934円となり、歳入歳出差引歳入不足額3億 1,316万 7,015円は、一時借入金により補てんいたしました。

次に、認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成 16年度田村市一般会計予算につきましては、平成 16年度旧 5 町村の一般会計の未執行分を中心に、歳入歳出予算の総額を 53億 6,659万 3,000円と定めた暫定予算として編成し、平成 17年 3 月 1 日に市長職務執行者により専決処分を行ったものであります。その後、2回の補正を行い、最終的な予算現額は歳入歳出とも 60億 4,349万 6,000円となりました。

決算の状況は、収入済総額 60億 6,364万 3,813円に対し、支出済総額 59億 8,785万 7,585円で、歳入歳出差引残額は 7,578万 6,228円となりました。このうち繰越明許費として措置した県営経営体育成基盤整備事業、堀越地区の県委託金 315万 3,000円を差し引いた実質収支額は 7,263万 3,000円となりましたので、地方財政法の規定に基づき 4,000万円を財政調整基金に積み立てし、残額を翌年度繰越金といたしました。

歳入決算の概要について申し上げます。

第 1 款市税の収入済額は2億 5,210万 6,700円で、旧 5 町村が課税を行ったものの収入であります。不納欠損額の 681万 5,407円は、市民税、固定資産税、軽自動車税について処分を行ったものであります。収入未済額2億 6,115万 6,848円につきましては、現年課税分 5,260万 200円、滞納繰越分2億 855万 6,648円であり、それぞれ平成 17年度に繰越処理を行っております。

第 2 款地方譲与税から第 10款交通安全対策特別交付金までは、国・県からの交付金をそれぞれ収入しております。

第11款分担金及び負担金 1,855万 6,319円の収入済みであります。収入未済額 4,946万 3,157円の主なものは、都路、常葉の緑資源公園により行われた草地開発事業償還金であります。

第12款使用料及び手数料 4,450万 3,860円の収入は、公営住宅使用料、幼稚園保育料などが主なものであります。収入未済額 2,906万 748円の主なものは、公営住宅使用料の滞納繰越分であります。

第13款国庫支出金、第14款県支出金は、平成16年度に旧5町村が行った事業に対する国県補助金などであります。県支出金の収入未済額 315万 3,000円は、繰越明許費として措置した県営経営体育成基盤整備事業堀越地区の県委託金であります。

第15款財産収入は、法定外公共物の売り払い、市有財産の貸付収入であります。収入未済額 5,029万 9,843円は、緑資源公園により行われた草地開発事業の分担金の滞納繰越分などであります。

第17款繰入金 3,043万 2,413円は、滝根町観光事業特別会計からの繰入金が主なものであります。

第19款諸収入10億 5,462万 5,988円の主なものは、各機関に対する貸付金の元利収入、旧町村決算剰余金及び特別会計からの繰替運用返済金であります。

市債は、旧町村が平成16年度に行った事業に対する起債であり、大きいものとしては常葉行政センター建設、芦沢小学校、幼稚園建設、減税補てん債借りかえのための起債であります。

次に、歳出決算の概要について申し上げます。

第1款議会費 2,246万 9,463円は、議会議員の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要した経費であります。

第2款総務費4億 4,627万 7,677円は、職員の人件費、合併関係経費、市長選挙経費及び市税の賦課徴収に要した経費が主なものであります。

第3款民生費4億 3,844万 7,126円は、国民健康保険ほか各特別会計への繰出金、老人福祉費、障害者支援事業費、保育所、児童館運営に係る経費が主なものであります。

第4款衛生費1億 6,396万 6,793円は、乳幼児医療給付費、合併処理浄化槽設置整備事業費と簡易水道事業特別会計及び水道事業会計への繰出金が主なものであります。

第5款労働費 123万 4,725円は、空き店舗対策事業費であります。

第6款農林水産業費4億 2,022万 6,721円は、旧5町村それぞれが国県補助事業などで

施行してまいりました農業振興、土地改良事業、農道整備事業のほか、林道整備に要した経費であります。

第7款商工費 2,314万 8,017円は、商工会運営補助金、船引駅複合施設管理運営費が主なものであります。

第8款土木費 5億 7,314万 9,876円は、道路、橋梁の維持管理費、道路改良舗装事業費、公共下水道事業特別会計などへの繰出金、公園整備費が主なものであります。

第9款消防費 3,255万 117円は、非常備消防費、防災無線の維持管理経費が主なものであります。

第10款教育費 6億 2,142万 744円は、小中学校の管理、教育振興に要した経費、芦沢小学校、幼稚園の建設事業費のほか、公民館、図書館、文化センターの管理運営に要した経費であります。

第11款災害復旧費 1億 614万 505円は、平成16年度災害に係る農林水産施設災害復旧費並びに公共土木施設災害復旧費であります。

第12款公債費 17億 2,044万 9,752円は、旧5町村が借り入れていた地方債の元金及び利子の償還金であります。

第14款諸支出金 14億 1,837万 6,069円は、財政調整基金積立金及び旧町村の一時借入金の返済金であります。

認定第40号 平成16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は8億 9,205万 6,755円で、歳出決算額は保険給付費、老人保健拠出金など5億 4,789万 3,838円となり、歳入歳出差引額は3億 4,416万 2,917円となりました。

次に、認定第41号 平成16年度田村市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は1億 2,739万 5,923円で、歳出決算額は事業改良費、公債費など1億 2,000万 8,695円となり、歳入歳出差引額は738万 7,228円となりました。

次に、認定第42号 平成16年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は1億 1,337万 7,800円で、歳出決算額は負担金、繰出金など、6,314万 9,433円となり、歳入歳出差引額は5,022万 8,367円となりました。

次に、認定第43号 平成16年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

て申し上げます。

歳入決算額は 2,142万 3,387円で、歳出決算額は公園、牧場事業費など 613万 6,223円となり、歳入歳出差引額は 1,528万 7,164円となりました。

次に、認定第 44号 平成 16年度田村市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 970万 8,580円で、歳出決算額は 925万 8,278円となり、歳入歳出差引額は 45万 302円となりました。

次に、認定第 45号 平成 16年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 1,726万 5,338円で、歳出決算額は 629万 6,584円となり、歳入歳出差引額は 1,096万 8,754円となりました。

次に、認定第 46号 平成 16年度田村市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 12億 1,133万 6,160円で、歳出決算額は下水道建設費、公債費など、12億 1,133万 6,160円となり、歳入歳出差引額はゼロ円でありました。

次に、認定第 47号 平成 16年度田村市授産場事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 863万 9,751円で、歳出決算額は 863万 9,751円となり、歳入歳出差引額はゼロ円でした。

次に、認定第 48号 平成 16年度田村市総合福祉センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 894万 5,208円で、歳出決算額は 894万 5,208円となり、歳入歳出差引額はゼロ円でした。

次に、認定第 49号 平成 16年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 1億 4,288万 1,546円で、歳出決算額は換地処分委託料、公債費など、1億 4,288万 1,546円となり、歳入歳出差引額はゼロ円でした。

次に、認定第 50号 平成 16年度田村市診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 6,230万 456円で、歳出決算額は 5,683万 7,337円となり、歳入歳出差引

額は 546万 3,119円となりました。

次に、認定第 51号 平成 16年度田村市歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 615万 558円で、歳出決算額は 549万 2,855円となり、歳入歳出差引額は 65万 7,703円となりました。

次に、認定第 52号 平成 16年度田村市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 7億 1,861万 9,713円で、歳出決算額は医療費、償還金など、7億 1,861万 5,001円となり、歳入歳出差引額は 4,712円となりました。

次に、認定第 53号 平成 16年度田村市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 5億 6,001万 3,987円で、歳出決算額は保険給付費、償還金など、4億 6,018万 735円となり、歳入歳出差引額は 9,983万 3,252円となりました。

次に、認定第 54号 平成 16年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、収入額は 5,578万 770円で、支出額は 5,983万 9,562円となり、差し引き 405万 8,792円の不足となりました。また、消費税抜きの損益計算では、収入額は 4,078万 1,106円で、支出額は 5,713万 5,476円となりましたので、差し引き 1,635万 4,370円の経常損失となりました。特別利益 1,474万 4,191円があったものの、当年度純損失は 161万 179円となり、前年度繰越欠損金 3,612万 5,283円と合わせた当年度未処理欠損金は 3,773万 5,462円となりました。

次に、資本的収入につきましては、収入額 175万 682円で、支出額 4,388万 1,988円となり、差引不足額 4,213万 1,306円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1,904万 4,720円、当年度分損益勘定留保資金 2,255万 1,565円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 53万 5,021円をもって補てんいたしました。

以上、平成 16年度 5 町村各会計及び田村市各会計の決算状況について申し上げましたが、5 町村と田村市とを合わせました普通会計の決算統計の概要について御説明申し上げます。

普通会計全体の歳入決算額は 214億 6,013万 8,000円で、このうち地方税は 31億 3,033万円となっており、構成比は 14.6%であります。

一方、歳出決算額は 213億 4,216万 1,000円で、このうち経常的な経費に充当する一般

財源の比率を示す経常収支比率は89.6と高い指数になっており、財政構造の弾力性が低い結果になっております。また、財政力指数は0.284、公債費比率が16.9%と財政的に大変厳しい結果となっておりますことから、今後、なお一層自主財源の安定確保と経常経費の縮減に取り組み、効率的な行財政運営に努めてまいらなければならないと考えております。

以上、今定例会に御提案申し上げました議案等の大要について御説明申し上げましたが、それぞれの案件につきましては、必要に応じ所管の部長等より補足して御説明いたします。どうぞ、慎重御審議の上、御議決、御認定賜りますようお願い申し上げてあいさつといたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

決算監査報告

○議長（三瓶利野） 次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めることといたします。

武田代表監査委員。

○代表監査委員（武田義夫） 平成17年7月14日から8月4日まで実施いたしました町村合併前の平成16年度滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町5町村の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに町村合併後の田村市平成16年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに田村市水道事業会計の決算審査及び基金の運用状況審査の結果を報告いたします。

決算審査及び基金運用状況審査に当たりましては、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、同施行令第5条第3項、地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長より提出されました平成17年3月1日における町村合併により、平成17年2月までの打ち切り決算であります。

平成16年度滝根町一般会計及び8特別会計歳入歳出決算、平成16年度大越町一般会計及び3特別会計歳入歳出決算、平成16年度都路村一般会計及び7特別会計歳入歳出決算、平成16年度常葉町一般会計及び5特別会計歳入歳出決算、平成16年度船引町一般会計及び7特別会計歳入歳出決算、また、平成17年3月の1カ月間の決算である平成16年度田村市の一般会計及び13特別会計歳入歳出決算及び平成16年度田村市水道事業会計決算については、それぞれ変則的なものとなっておりますが、各会計歳入歳出決算書と事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び企業会計関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、各会計とも決算計数は適正であると認めました。また、予算の執行及び関連

する事務の処理は、全般的に適正に処理されており、基金の運用を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿と符号されており、適正であると認めました。

決算状況の詳細につきましては、各会計決算審査意見書、議案書の 236ページからになりますが、これら状況等をごらんいただきまして、説明にかえさせていただきます。

次に、意見を申し上げます。

総体的に各会計及び基金とも適正な予算並びに暫定予算が編成されており、執行面においても、効率性を十分に考慮され執行されていることを認めました。

なお、歳入面におきましては、市町村税、国民健康保険税、介護保険料、負担金、財産収入、貸付元利収入及び住宅水道使用料、償還金等に未収があります。また、緑資源機構事業に絡む未納額が 9,500万円を超える額となっております。先般、7月15日、市税等未納対策本部の設置と田村市としてのこれらの取り組まれる姿が見られますが、自主財源の安定的確保と負担の公平、適正化からも、計画的に滞納、未納額の整理・防止に特段の努力を望むところでございます。

また、不納欠損も生じており、課税客体的な把握に基づいた賦課と徴収にも一層の努力が望まれるところであります。

また、借地におきましては、市全体で件数が 647件ほどあり、面積にいたしまして 276万平方メートル、借地料が1億円を超えている状況であります。さきに報道されました平成16年度経常収支比率、先ほど市長からもありましたが、速報値で89.6%を占めていることから、長期にわたって財政負担となり、今後、必要不可欠な借地等については地権者と協議をされ、計画的に買収されるよう望むものであります。

結びになりますが、最近の経常収支比率の推移、税収入の動向、さらに財政調整基金等が急速に減少している現状を考慮するとき、今後一層の節減を図るとともに、施策の緊急性を的確に把握し、行政の簡素化・効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全財政の維持が図られますよう期待いたしております。

また、水道事業についても、公営企業の独立採算性の趣旨に沿った運営と経営の合理化に努められ、事業の健全経営を一層推進されるよう期待いたしております。

以上で、決算審査及び基金運用状況審査結果の報告といたします。

○議長（三瓶利野） これで、決算審査結果の報告を終わります。

○議長（三瓶利野） 次に、承認第42号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 承認第42号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度田村市一般会計補正予算について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 2,827万 3,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を 183億 8,627万 3,000円に定めたものであります。

事項別明細書により御説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。

まず、歳入であります。第14款県支出金に 2,827万 3,000円を追加いたします。これは、衆議院選挙費委託金であります。

次に、歳出、6ページをお願いいたします。

第2款総務費に 3,055万 1,000円を追加いたします。内訳につきましては、衆議院議員選挙に伴います投票所35カ所、開票所1カ所に係る管理者、立会人及び選挙事務従事職員の報酬、職員手当、さらにはポスター掲示場 270カ所の設置及び選挙事務に必要な消耗品、備品購入であります。

第14款予備費 227万 8,000円を減額いたします。

以上、補足説明といたします。

○議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

○議長（三瓶利野） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第42号専決処分事項の承認を求めることについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、承認第42号専決処分事項の承認を求め

ることについては、委員会の付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（三瓶利野） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時33分 散会